

福島県知事登録旅行業第 2-392 号 佐々木秀三

旅行業諸規定

旅行業登録票 (業務範囲: 海外の募集型企画旅行以外の全ての国内旅行・海外旅行) Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities: Domestic Travel)	
登録番号 Number	福島県知事登録旅行業第 2-392 号 #2-392 Governor of Fukushima Registered
登録年月日 Date of License	令和 7 年 1 月 7 日
有効期間 Term of Validity	令和 7 年 1 月 7 日から 12 年 1 月 6 日まで From R7.1.7 to R12.1.6
氏名又は名称 Name	佐々木秀三 SASAKI, Shuzo
営業所の名称 Name of Branch	本店 Main Shop
旅行業務取扱管理者 の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	佐々木秀三 SASAKI, Shuzo
受託取扱企画旅行 Trustee Contract	無 Nothing

旅行条件書（国内募集型企画旅行）

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、佐々木秀三(福島県知事登録旅行業第 2-269 号)（以下「当社」といいます）が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は募集広告（パンフレット等）の各コースに記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
- (3) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約のお申し込みと旅行契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金または取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。また、旅行契約については、当社が旅行契約の締結を承諾をし、申込金を受理したときに成立するものとします。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が 15 万円以上	旅行代金の 20%
旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満	30,000 円
旅行代金が 5 万円以上 10 万円未満	20,000 円
旅行代金が 2 万円以上 5 万円未満	10,000 円
旅行代金が 2 万円未満	5,000 円

- (4) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (5) 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とされる方は、契約の申し込み時にお申し出ください。このとき当社は可能な範囲でこれに応じます。その費用についてはお客様の負担とします。
- (6) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内（インターネットでの予約の場合当社が定める期間内）に申込書の提出と申込金のお支払いまたは会員番号（クレジットカード番号）を通知していただきます。この期間内に申込金の支払いがない場合または会員番号（クレジットカード番号）を通知されない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。申込金は、後記する「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

3. お申し込み条件

- (1) 旅行開始日時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。15 歳未満の方が契約責任者となるお申し込みは受け付けません。旅行開始日時点で 15 歳以上 20 歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4) その他当社の業務上の都合がある時には、お申し込みをお断りする場合があります。
- (5) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (6) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (7) お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員若しくは係員にご連絡いただきます。
- (8) 他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 確定書面（最終旅行日程表）の交付

- (1) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。（原則として旅行出発日の 7 日前～5 日前にはお渡しするよう努力いたしますが繁忙期等の特定時期出発のコースでは旅行開始日の前日までにお渡しすることがあります）ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に募集型企画旅行の申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しします。お渡し方法には郵送を含みます。
- (2) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前（1）の確定書面に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金の支払い

旅行代金は旅行開始日の 14 日前までに全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。
- (2) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな料金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、航空機利用商品はおとな旅行代金の 80%、全行程バス利用商品は、おとな旅行代金の 70%となります。

7. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は変更後に説明します。

8. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- ① 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。ただし、旅行代金を増額変更する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 16 日前までにお知らせいたします。
- ② 第 7 項により旅行内容が変更され、旅行に要する費用が増額又は減額したときは、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- ③ 運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更

となった時は、旅行代金の額を変更することがあります。取り消しによって利用人数が変更になった時、取り消したお客様より所定の取消料をいただきます。

9. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、交替に要する所定の手数料を当社にお支払いいただきます。

10. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けいたします。

契約解除の日	取消料
旅行開始日の前日から 換算してさかのぼって 21 日目にあたる日まで（日帰り商品：11 日目に当たる日まで）	無料
20 日目以降 8 日目にあたる日まで（日帰り商品：10 日目以降 8 日目にあたる日まで）	旅行代金の 20%
7 日目以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始の当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の 100%

- (2) お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
- (a) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 17 項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (b) 第 8 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当社が、お客様に対して、第 4 項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - (e) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1) の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- (4) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

11. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は当社に対し前項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (a) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (b) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。(a)お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (d) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (e) お客様の人数が 20 名に満たない（最少催行人員明記商品を除く）とき。この場合、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、14 日前（日帰り旅行については 4 日前）までに旅行中止する旨をお客様にお知らせいたします。
 - (f) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。

12. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
- (a) お客様が病気その他の理由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能になったとき。
- (2) 当社が旅行開始後に旅行契約を解除したとき、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 当社が前記(a),(c)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用は、お客様の負担とします。

※「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいい、添乗員または当社係員が受け付けを行う場合はその受け付け完了時以降を、それ以外の場合で最初の運送機関が航空機であるときは、乗客のみが入場できる空港内におけるおける手荷物の検査等の完了時以降をいいます。

13. 旅行代金の払い戻し

当社は、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし前項(1)において旅行契約が解除されたとき(第 10 項(1)の場合を除きます。)には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

14. 添乗員業務

- (1) 当社は旅行の内容により添乗員その他のものを同行させて安全かつ円滑な旅行を実施するための業務、その他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

- (2) 添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として 8時から 20時までといたします。

15. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害の発生の翌日から起算して 2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、原則として当社は(1)の責任を負いません。
- ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
- エ. 自由行動中の事故
- オ. 食中毒
- カ. 盗難
- キ. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮。
- (3) 当社は、手荷物について生じた前(1)の損害については、同号の規定に関わらず、損害発生の翌日から起算して 14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1名につき 15万円を限度として賠償いたします。

16. 特別補償

- (1) 当社は、前記第 15号に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 1,500万円、入院見舞金として入院日数により 2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行 1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1名につき 15万円をもって限度とします。ただし補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が、前記第 15項(1)の責任を負うことになった時は、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。（オプションツアー）
- ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

17. 旅程保証

- (1) 当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から 30日以内に支払います。（お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。）
- (2) 次に掲げる事由による変更については、変更補償金をお支払い致しません。
- (a) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置としての変更。
- (b) 第 10項から第 12項の規定により旅行契約が解除された部分にかかわる変更。
- (c) 最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合。
- (3) 当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様 1名に対して 1募集型企画旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様 1名に対して 1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満である時は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

【変更補償金の支払いが必要となる変更と一件あたりの率（%）】

	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

18.お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19.個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、ご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡の為、旅行に関して運送、宿泊機関等のサービス手配提供の為、旅行の諸手続きの為、旅行商品の案内や旅行に関する情報提供の為、旅行参加後のご意見やご感想のお願いの為、アンケートお願いの為、特典サービス提供の為、統計資料

作成の為に利用させていただきます。

- (2) 当社はお客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送、宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、旅行代金を生産する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法で提供することがあります。
- (3) 当社は、個人情報の取扱を委託する場合があります。

20.旅行保険について

不慮の事故やお客様責任による賠償への担保として、旅行保険に加入することをお勧めします。

21.輸送の安全に関する情報

当社は運送サービスにおける安全に関する情報をお客様へ公開し、その場面にあったそれぞれの輸送手段（バス、飛行機、鉄道、船舶、その他）の安全管理規定に基づく対応をし安全の確保を図ります。

22.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金は注釈のないかぎりエコノミークラスです。

23.募集型企画旅行契約約款について

この旅行条件書に定めのない事項については、当社募集型企画旅行契約約款によります。

24.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2025年4月1日を基準としています。旅行代金の算出日は各パンフレットに記載しています。

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷等又は何等の傷害を偶然かつ一時に受ける、吸収又は摂取したときと急激な外来の事故に起因する傷害は、事故又は摂取した結果生じた結果生ずる中毒状態を除きます。ただし、細菌性食物中毒は含まれません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第2条第1項及び受託型企画旅行契約の第2条第1項に定めらるるものをいいます。

この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗客乗務員によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等からサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までと期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の時のまで又は「企画旅行参加中」とし、また、旅行が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたことなく離脱したときは、その復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時のまで又はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず、又は（旅行の標準時により）予定していた場合に限り、その旨が当該日に付した事故によって旅行者が被災した損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいいたしません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）乗客員、当社の使用人又は代理人が乗客員が利用する場合は、その受付完了時
- （2）前号の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等において、
イ 航空機であるときは、乗客のみが上陸する飛行機降機内における手荷物の検査等の終了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入庫時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）乗客員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
- （2）前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等において、
イ 航空機であるときは、乗客のみが上陸する飛行機降機内からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合一その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （2）死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受けるべき金額については、この限りではありません。
- （3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （4）旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車に乗りこんだりしたとき、または、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （6）旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （7）旅行者の転倒、出血、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- （8）旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
- （9）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めらるる状態をいいます。）
- （10）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質若しくは後遺障害の原料（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらに起因する事故
- （11）前2号の事由に併発して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（2）第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
第2号は、原因のいかんを問わず、頭部腫瘍（いわゆる「むちう症」）又は腰痛・他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合一その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合において、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事象に併発して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合一その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる損害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除き、補償金を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた損害に対しても、補償金等を支払います。

- （1）旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- （2）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも娯楽を含む。）又は試験競技（性能競争を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらを行うことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- （3）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるときを除く。）において、航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合一その4）

第5条の2 当社は、死亡又は死亡に類する補償金を受け取るべき者の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払うことがありません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受けるべき金額については、この限りではありません。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- （2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- （3）反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- （4）その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者に対して、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治癒した後も残ります。）に当該事由によって生じた傷害を受けたときは、補償金に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられる後遺障害に対しては、旅行者が職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体障害者の各等級の程度に支拂いを受けることが、かつ、当該等級の補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の（1）、（4）、（2）、（4）及び（5）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事故により2級以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を決定します。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（股関節及び足）の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60％を限度とします。

前各号に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事するところ又は平常の生活において、入院見舞金を支払います。

（1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上
20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき
10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき
10万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき
4万円

（2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上
20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき
10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき
5万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき
2万円

旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を支払うときは、その合計額を支払います。

（入院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事するところ又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。）以下に必要に応じて同様のときとします。したがって、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

（1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上
10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき
5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき
2万円

（2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上
5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき
2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき
1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じたときと当該期間とをみなし、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治つたときは、当該期間については、通院見舞金を支払いません。

（1）当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

（2）当社は、旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例）

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（別項の場合には、第1号に掲げるもの）のみを支払います。

（1）当該入院日数に基き、当社が支払うべき入院見舞金
（2）当該通院日数に基き（当社が入院見舞金を支払うべき期間のみを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたとき、当該日数に対し当社が支払うべき入院見舞金

（死亡の認定）

第11条 旅行者が乗客若しくは乗務員又は船舶航行方不明となつた後、又は遭難してから30日を経過してもなお旅行者が見えないうときは、航空捜査若しくは船舶航行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

（他の被害者又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の傷害を受けたとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けた後にその原因となつた事故が発生したと発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してその額を支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の医師の診察若しくは死体の検査を求めるとあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなければなりません。

旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の通知しない事由により第1条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該傷害の程度を証明する医師の診断書
（3）旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく前2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告にさし知っていたという事実を告げず、若しくはそのことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該所定の補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

（1）死亡補償金請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び戸籍改訂証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書

（2）後遺障害補償金請求の場合
旅行者の戸籍改訂証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
（3）入院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
（4）通院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

（1）当社は、前項より書類の提出を求めるとき又は前項の提出書類の一部の省略を認めることとします。

（2）旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類にさし知っていたという事実を告げず、若しくはそのことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被災した損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携行品損害補償

（当社の支払責任）

第16条 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（以下「携行品」といいます。）に損害を被ったときは、本章の規定により、携行品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

（損害補償金を支払わない場合一その1）

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （2）旅行者と世間を合してする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でなく合してする場合は、この限りではありません。
- （3）旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （4）旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車に乗りこんだりしたとき、または、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した損害については、この限りではありません。
- （6）差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置となつた場合を除きます。
- （7）補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってよく発見し得なかつた瑕疵を除きます。
- （8）補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、おびみずみ、虫食い等
- （9）自然な外傷及び補償対象品であつて補償対象品と認められざるべき物品
- （10）補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

（11）補償対象品の置き忘れ又は紛失

（12）第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

第2号は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事象に併発して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（損害補償金を支払わない場合一その2）

第17条の2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

- （1）現金、小切手その他の有価証券、紙幣、切手その他これらに準ずるもの
- （2）クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- （3）機本、設計書、図案、図解その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）
- （4）船舶（ヨット）、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付属品
- （5）山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- （6）服装、装束、コンタクトレンズその他これらに類するもの

（1）反社会的勢力に該当すると認められること。

（2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

（3）反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

（4）その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（補償対象品及びその範囲）

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限りま

す。前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

（1）現金、小切手その他の有価証券、紙幣、切手その他これらに準ずるもの

（2）クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの

（3）機本、設計書、図案、図解その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

（4）船舶（ヨット）、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付属品

（5）山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

（6）服装、装束、コンタクトレンズその他これらに類するもの

（動物及び植物）

（8）その他当社があらかじめ指定するもの

（携行品及び損害補償金の支払）

第19条 当社が携行品損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復元するに必要な経費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

（1）補償対象品の1個又は1対について1損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなして前項の規定を適用します。

（2）当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とし、また、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

第20条 当社は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- （1）損害の防止に努めること。
- （2）損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
- （3）旅行者が自ら損害額を損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

（1）当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止に誠実なことができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

（2）当社が、次に掲げる費用を支払います。

（1）第1項第1号に規定する損害の防止に誠実のために要した費用のうち当社が必要又は有益でかつ必要と認められるもの

（2）第1項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

（1）傷害若しくはこれに代わつて第3条の事故証明書
（2）補償対象品の所有の証明書類
（3）その他当社が求める書類

旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその表示を偽造若しくは虚偽としたときは（第三者をしてさしめたとみなす）、同様とします。当社は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第22条 旅行者が損害補償金に対しては、損害補償金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（代位）

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求をする場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1項関係）

山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
ユージュ、ボブスレー、スライディング、ハンダグライダー格条、超軽量動力機（モーターボート、グライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）格条、ジャイロプレーン格条その他これらに類する危険な運動

別表第2（第7条第3項及び第4項関係）

1 眼の障害	
（1）両眼が失明したとき	100%
（2）一眼が失明したとき	60%
（3）一眼的矯正視力0.6以下となったとき	5%
（4）一眼の視野狭窄（さく）（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合）となったとき	5%
2 耳の障害	
（1）両耳の聴力を全く失ったとき	80%
（2）一耳の聴力を全く失ったとき	30%
（3）一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき	5%
3 鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4 その他く、言語の障害	
（1）しゃべり又は言語の機能を全く失ったとき	100%
（2）しゃべり又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
（3）しゃべり又は言語の機能に障害を残すとき	15%
（4）歯に5以上の欠損を生じたとき	5%
5 外装（ぼう）（顔面・頸部・頸（けい）部をいう。）の機能	
（1）外装（ぼう）に著しい欠損を残すとき	15%
（2）外装（ぼう）に顔面（顔面においては直径2センチメートルの線痕（はん）に、長さ3センチメートルの線状痕（せん）程度をいう。）を残すとき	3%
6 背（せ）柱の障害	
（1）背（せ）柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	40%
（2）背（せ）柱に運動障害を残すとき	30%
（3）背（せ）柱に变形を残すとき	15%
7 腕（うで）関節（をいう。）、脚（あし）関節（をいう。）の障害	
（1）腕又は脚を一関節を失ったとき	60%
（2）腕又は脚の二関節以上の二関節又は三関節の機能を全く失ったとき	50%
（3）腕又は脚の二関節以上の二関節の機能を全く失ったとき	35%
（4）腕又は脚の一関節の機能を障害を残すとき	5%
8 手の障害	
（1）一手の母指を指関節（指関節関節）以上で失ったとき	20%
（2）一手の母指の機能に著しい障害を残すとき	15%
（3）母指以外の一指を第二指関節（遠位指関節関節）以上で失ったとき	8%
（4）母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9 足の障害	
（1）一足の第一足指を趾（し）関節（指関節関節）以上で失ったとき	10%
（2）一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
（3）第一足指以外の一足指を第二趾（し）関節（遠位指関節関節）以上で失ったとき	5%
（4）第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき	100%
10 その他他の指の機能により終身自用を弁ずることができないとき	

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3（第8条第2項関係）

（1）両眼の矯正視力が0.6以下になっていること。

（2）しゃべり又は言語の機能を失っていること。

（3）両耳の聴力を失っていること。

（4）両耳の二関節以上のすべての関節の機能を失っていること。

（5）一関節の機能を失っていること。

（6）胸部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限定されていること。

（7）神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限定されていること。

（8）その他上記部位の合併障害等のため身体が自由に摂食、洗面等の起居動作に限定されていること。

（注）第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

福島県知事旅行業登録
第 2-392 号
佐々木秀三

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

- 第1条** 当社は旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりする。
- 2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先しする。

（用語の定義）

- 第2条** この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送、宿泊機関等の提供を受ける他の旅行者の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本項のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社との口座振替のみにて決済することによって、旅行者があらかじめ承諾した、かつ旅行代金等を第5条第2項又は第5項に定める方法により支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配旅行の終了）

- 第3条** 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合には、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知したとします。

（手配旅行）

- 第4条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

- 第5条** 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければならない。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければならない。
- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

- 第6条** 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

- 第7条** 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込金を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

- 第8条** 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗客券及び宿泊券等の特則）

- 第9条** 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- （契約書）**
- 第10条** 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗客券、宿泊券その他の旅行サービスを提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約より手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによりする。

（情報通信の技術を利用する方法）

- 第11条** 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提示したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を開覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

- 第12条** 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 2 前項の旅行内容の変更により手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等から支払う取消料、違料料その他の手配の変更による費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

- 第13条** 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違料料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るべき取扱料金を支払わなければならない。

（旅行者の責を負うべき事由による解除）

- 第14条** 当社は、次に掲げる事由により、手配旅行契約を解除することができます。
- 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わなかったとき。
 - 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
 - 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違料料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るべき取扱料金を支払わなければならない。

（当社の責に帰するべき事由による解除）

- 第15条** 旅行者は、当社の責に帰するべき事由により旅行サービスの提供が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

- 第16条** 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならない。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に支払うべき金額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定めの日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならない。

（旅行代金の精算）

- 第17条** 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用を旅行者の負担に帰すべきものと取扱料金（以下「旅行業務取扱代金」といいます。）と旅行代金とで既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項1項定めるところにより速やか又は旅行者の精算をします。
- 2 精算を行う旅行代金と既に既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならない。
- 3 精算を行う旅行代金と既に既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

- 第18条** 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

- 第19条** 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代権権を有しているものとします。当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第2条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならない。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者に契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

- 第20条** 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

- 2 前項の規定に基づいて申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合に、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

- 第21条** 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りに応じじます。

- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

（添乗サービス）

- 第22条** 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。
- 2 添乗員が添乗サービスの提供を受ける場合は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループの移動を行なった必要業務とします。

- 3 添乗員が添乗サービスを提供する場合は、原則として、8時から20時までです。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならない。

第6章 責 任

（当社の責任）

- 第23条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、不審物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行については14日以内、海外旅行については21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

- 第24条** 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。
- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を照し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、当社は、旅行代金に引いて速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

- 第25条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂ジャストランド）の保証社員になっておきます。
- 2 前項と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に基づいて、前項の一般社団法人全国旅行業協会に供託している弁済業務保証金から、債権に相当する弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業協会第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担保を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）

- 第1条** 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりする。
- 2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先しする。

（渡航手続代行契約を締結する旅行者）

- 第2条** 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは配旅行契約を締結した旅行者又は当社が委託している他の旅行業者の募集型企画旅行について当社が代理として契約を締結した旅行者とします。

（渡航手続代行契約の定義）

- 第3条** この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。
- 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
 - 出入国管理書類の作成
 - その他各号に関連する業務

（契約の成立）

- 第4条** 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければならない。
- 2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。
- 3 当社は、第2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。
- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

- 5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約より引き受けた旅行サービス（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。
- 6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提示したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を開覧したことを確認します。

（受託業務）

- 第5条** 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報等に漏らさずすることのないようにいたします。

（旅行者の義務）

- 第6条** 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

- 2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければならない。
- 3 当社は、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外国公館その他の者、手数料、査料料、委託料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払なければならない。

- 4 受託業務を行うに当たって、郵便費、交通費その他の費用が支払いたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならない。

（契約の解除）

- 第7条** 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

- 2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。
- 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
 - 当社が、旅行者が提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。
 - 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わなかったとき。
 - 旅行者が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

- (5) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないようならぬ場合と当社が認めるとき。
- 2 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（当社の責任）

- 第8条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できるとして及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

（適用範囲）

- 第1条** 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりする。
- 2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先しする。

（旅行相談契約の定義）

- 第2条** この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
- 旅行者が旅行者の計画を作成するために必要な助言
 - 旅行者の計画の作成
 - 旅行に必要な書類の見直し
 - その他旅行及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
 - その他旅行者に必要な助言及び情報提供

（契約の成立）

- 第3条** 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければならない。
- 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

- 3 当社は、第2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

- 4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - その他当社の業務上の都合があるとき。

（相談料金）

- 第4条** 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならないとします。

（契約の解除）

- 第5条** 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。

（当社の責任）

- 第6条** 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

福島県知事旅行業登録
第2-392号
佐々木秀三

旅行業務取扱料金表

海外旅行

手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容		料 金
手 配 料 金	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	__人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20%
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 5,500円
	運送機関、宿泊機関の予約・手配		1 件につき 円
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員 1 人 1 日につき 33,000円
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	__人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の 旅行代金の 20%
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 5,500円
	運送機関の予約・手配の変更		1 件につき 5,500円
	宿泊機関の予約・手配の変更		1 件につき 5,500円
取 消 手 続 料 金	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	10__人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る旅行代金の 20%
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 5,500円
	未使用乗車船券の精算手配		1 件につき 5,500円
	宿泊手配の取消し		1 件につき 5,500円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1 件につき 3,300円 （電話料、電報料は別）

- （注） 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をい
います。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取
消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。
- 4 上記料金には消費税が含まれています。

渡航手続代行代金

区 分	内 容	料 金
旅 券	(1)申請手続（申請書類作成のみ）	3,800円
	(2)(1)と申請又は受領のための都道府県庁への同行 案内	(1)の料金に 5,500円増 （交通費は別）
	(3)(1)と代理申請又は法令で認められている代理受 理	(1)の料金に 5,500円増 （交通費は別）
	(4)(1)と緊急渡航手続	(1)の料金に 6,600円
出 入 国 記 録 書	(1)出入国記録書類の作成代行	（一国につき） 4,400円

査 証	(1)観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申 請・受領代行	（一国につき） 5,500円
	(2)商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行 と申請・受領代行	（一国につき） 5,500円
	(3)移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により 渡航する場合	（一国につき） 22,000円
	(4)査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続 （手続代行者への実費は別）	5,500円
	(5)緊急査証手続	(1)の料金に 5,500円増
	(6)査証免除の手続書類の作成	（一国につき） 2,200円
検 疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の 取得代行	5,500円 （処置料、交通費は別）
各 種 証 明 書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書 等の取得同行案内、署名認証の取得代行	5,500円 （交通費は別）
再入国許可	再入国許可の申請手続	6,600円
そ の 他	上記に含まれないもの	実 費

- （注） 1 上記料金は 1 人又は 1 件を対象とした料金です。
- 2 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
- 3 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区 分	内 容	料 金
観 光 旅 行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで） 2,200円 以降30分ごと 2,200円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程 1 日につき 2,200円
	(3)旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿 泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金 2,200円と 旅行日程 1 日につき 2,200円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1 件につき 2,200円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報 提供	資料（A 4 版） 1 枚につき1,100円
そ の 他 の 旅 行	留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡 航相談	基本料金（__分まで） 3,300円 以降__分ごと 1,100円
お客様の依頼による出張相談		上記の料金に 5,500円増

（注）上記料金には消費税が含まれています。

その他の料金

空港等への 送 迎	(1)空港等への送迎 ただし、お客様の依頼による場合のみ	（派遣した社員 1 名につき） 5,500円 （交通費、宿泊費は別）
	(2)空港への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った 場合 ただし、お客様の依頼による場合のみ	（派遣した社員 1 名につき） (1)の料金に 2,200円増 （交通費、宿泊費は別）

（注）上記料金には消費税が含まれています。

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容		料 金
手 配 料 金	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20%
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 2,200円
	宿泊券のみの場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の 20%
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 2,200円
	運送機関のみの場合		1 件につき 1,100円
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員 1 人 1 日につき 33,000円
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	10 人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の 旅行代金の 20%
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 円
	運送機関の予約・手配の変更		1 件につき 1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な 場合はそれを含む。）		1 件につき 円
取 消 手 続	運送機関と宿泊機 関等との手配が複 合した場合	___人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の 旅行代金の %
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続 がある場合はそれを含む。）		1 件につき 円
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続が ある場合はそれを含む。）		1 件につき 円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1 件につき 円 （電話料、電報料は別）

- （注） 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をい
います。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取
消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。
- 4 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区 分	内 容	料 金
観 光 旅 行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで） 1,100円 以降30分ごと 1,100円
	(2)旅行計画の作成	旅行日程 1 日につき 2,200円
	(3)旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿 泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金 2,200円と 旅行日程 1 日につき 1,100円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1 件につき 1,100円
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報 提供	資料（A 4 版） 1 枚につき1,100円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に 5,500円増

（注）上記料金には消費税が含まれています。